

○厚生労働省告示第四百四十一号

持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第三十一号）の一部の施行に伴い、高齢者の医療の確保に関する法律附則第十四条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める被保険者に係る療養の給付等に要する費用の額が著しく低い市町村の基準を廃止する等の告示を次のように定め、平成二十九年四月一日から適用する。

平成二十九年三月三十一日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

高齢者の医療の確保に関する法律附則第十四条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める被保険者に係る療養の給付等に要する費用の額が著しく低い市町村の基準を廃止する等の告示

第一 高齢者の医療の確保に関する法律附則第十四条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める被保険者に係る療養の給付等に要する費用の額が著しく低い市町村の基準（平成十九年厚生労働省告示第三百五十六号）は、廃止する。

第二 国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令第五条第一項第一号イに規定する厚生労働大臣が定める組合（平成二十年厚生労働省告示第二百三十七号）の一部を次のように改正する。

題名及び本文中「第五条第一項第一号イ」を「第五条第四項第一号」に改める。